

附 則

(適用時期)

第一条 この告示は、平成二十六年三月三十一日から適用する。

(評価・換算差額等に係る経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（以下「新農協告示」という。）第十二条第一項第二号の評価・換算差額等のうち退職給付に係るものの額については、この告示の適用の日（次条において「適用日」という。）から起算して五年を経過する日までの間は、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、新農協告示第十条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入するものとする。

適用日から起算して一年を経過する日までの期間	零パーセント
平成二十七年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	二十パーセント
平成二十八年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	四十パーセント
平成二十九年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	六十パーセント
平成三十年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	八十パーセント

第三条 第二条の規定による改正後の漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（以下「新漁協告示」という。）第十二条第一項第二号の評価・換算差額等のうち退職給付に係るものの額については、適用日から起算して五年を経過する日までの間は、前条の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、新漁協告示第十条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入するものとする。

(農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等を一部改正する告示の一部改正)

第四条 農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する告示(平成二十五年^金農林^融水産^庁省告示第一号)附則第五条第一項及び第三項中「第十二条第一項第二号」を「第十二条第一項第三号」に改める。